諮問庁:内閣総理大臣

諮問日:平成27年11月25日(平成27年(行情)諮問第695号及び同

第696号)

答申日:平成29年1月31日(平成28年度(行情)答申第699号及び同

第700号)

事件名:「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」に関して行政文書フ

ァイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』の事務を処理する担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづった文書の全て(官邸ホームページ掲載されたものを除く。)*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙1の92文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月31日付け閣安保第164号により内閣官房国家安全保障局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 平成27年(行情) 諮問第695号

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は 書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不 開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処 分における特定の仕方では不十分である。

また何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じる

こと及び平成22年度(行情)答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から,更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

ウ 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで国の解釈に従って、本来の電磁的記録についても特定を行う べきである。

エ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録(既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録又は既に保有している電磁的記録)が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、原処分に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

(2) 平成27年(行情) 諮問第696号

他にも文書が存在する。特に以下については、存在しない方がおかしい。

ア 第2回会合の議事に関しても、文書11「第1回会合 議事次第 (卓上配布)」同様の議事次第が存在するはずである。

第2回会合では、官邸ホームページには掲載されていない資料が配付されており、当日配布された議事次第にはこれら配布資料も掲載されているはずである。

官邸ホームページで公表された議事次第は当日配布された議事次第 とは異なっており、第1回会合では文書11が当日配られた議事次 第である。同様に第2回会合においても官邸ホームページで掲載さ れたものとは別の当日配布された議事次第が存在するはずである。

イ 非公式会合及び少人数会合の議事次第があるはずである。

文書 1 5 「第 3 回非公式会合 資料 1 議事次第」が存在することから、それ以外の非公式会合の議事次第も存在するはずである。

ウ 「安倍総理への中間報告」が存在するはずである。

文書 1 5 「第 3 回非公式会合 資料 1 議事次第」が示すところの 「安倍総理への中間報告」が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 理由説明書(平成27年(行情)諮問第695号及び同第696号)
- (1) 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分 庁において、別紙3に掲げる文書A及び文書B並びに別紙1に掲げる本 件対象文書を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項に基づき、平成26年7月18日付け閣安保第314号により、文書A及びBについて開示決定処分(以下「先行開示文書」という。)を行った後、平成27年3月31日付け閣安保第164号により本件対象文書について原処分を行った。

(2) 本件対象文書について

本件開示請求に係る「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 (以下「懇談会」という。)とは、我が国周辺の安全保障環境が一層厳 しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的 基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を 含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下 に開催されたものである。

本件対象文書は、懇談会に関して作成又は取得した文書である。

- (3) 原処分の妥当性について
 - ア 本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示 文書及び本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有 しているとは認められないため、原処分は妥当である。
 - イ 不開示情報該当性について
 - (ア)文書1,文書5,文書6及び文書10中の不開示とした部分及び 文書27の最下部の不開示とした部分は,職員の直通電話番号,内 線電話番号,FAX番号,メールアドレス及びIPアドレスであり, 公にすることにより,いたずらや業務妨害等を目的とした電話,通 信等を容易ならしめ,行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼす おそれがある。

以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、 不開示したことは妥当である。

(イ)文書2ないし文書4及び文書7ないし文書9中の不開示とした部分は、委員本人の自署署名・印影、生年月日、出身地、現住所・勤務先の住所・電話番号・FAX番号、学歴・職歴・賞罰、謝金振込口座等であり、これらは特定の個人を識別できるものである。

以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、 不開示したことは妥当である。

(ウ) 文書11中の不開示とした部分は、委員の発言に係る文書が示さ

れたものであり、公にすることにより、特定の委員がその発言を捉えられることにより名指しで批判されるおそれがあり、委員が一発言にまで論難されることを恐れる余り、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあることに加え、学識経験者の協力を得られにくくなるおそれがある。

以上のことから、法 5 条 5 号に定める不開示情報に該当するため、 不開示したことは妥当である。

- (エ)文書12及び文書13中の不開示とした部分は、ある特定の事例を想定した際の、我が国がとるべき具体的行動の例を示しており、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が害されるおそれ、及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示したことは妥当である。
- (オ) 文書 1 6 ないし文書 3 0 中の不開示とした部分は、懇談会における議事録であり、委員の間で率直な意見交換を行うため、その運営方針において、議事要旨以外は議事を非公開とする旨規定されている。懇談会において非公開を前提に行われた議論を公にすることにより、委員の忌たんのない意見の内容が明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り、今後、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがあるほか、同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条5号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示したことは妥当である。

(カ)文書32ないし文書55,文書68及び文書69中の不開示とした部分は、職員の内線電話番号、FAX番号、アドレス及びIPアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、 不開示としたことは妥当である。

(キ)文書36ないし文書38及び文書41ないし文書68中の不開示 とした部分は、委員本人の印影、現住所、勤務先の住所、住所の特 定できる情報、見積もり依頼先の担当者氏名、印影及び振込先情報 等、特定の個人を識別できるもの及び法人に関する情報で、一般に これを公にする慣行のない情報である。 以上のことから、法 5 条 1 号及び 2 号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(ク) 文書70ないし文書77,文書79,文書81,文書83,文書85,文書87,文書90及び文書92の不開示とした文書は,委員の発言に係る文書であり,特定の委員の忌たんのない意見の内容が明らかとなることにより,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるほか,委員が一発言にまで論難されることをおそれる余り,今後,専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなるおそれがある。また,今後懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり,懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど,懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに,原処分時点においては,国会における平和安全法制の整備に係る円滑な審議への影響も懸念されていた。

以上のことから、法5条5号及び6号に定める不開示情報に該当 するため、不開示したことは妥当である。

(ケ) 文書 7 8, 文書 8 0 及び文書 8 2 の不開示とした文書は、公にしないことを前提とした文書であり、原処分時点においては、平和安全法制整備に関し、審議・検討中の情報であった。これらを公にした場合、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、ある特定の事例を想定した際の、我が国がとるべき具体的行動の例を示した上で検討を実施しており、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、原処分時点においては、国会における平和安全法制の整備に係る円滑な審議への影響も懸念されていた。

以上のことから、法5条3号、5号及び6号に定める不開示情報 に該当するため、不開示したことは妥当である。

(コ)文書84,文書86,文書88,文書89及び文書91の不開示とした文書は、報告書のたたき台であり、検討の過程に関する情報を示したものである。これらを公にした場合、最終的にとりまとめられた報告書の内容とは異なる各委員の忌たんのない意見の内容やそれらを含む議論の詳細等が明らかになることで、他国若しくは国際機関において想定しない誤解を惹起する可能性を否定できず、我が国の安全保障上、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、それにより同種懇談会を開催する場合に学識経験者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇

談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条3号、5号及び6号に定める不開示情報 に該当するため、不開示したことは妥当である。

(4)審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

ア 「本決定における特定の仕方では不十分である」とし、「審査会の 審議における書面での申立に支障が生じる」こと等から「更に特定を 求める」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり適法に特定して おり、特定の仕方が不十分であるとは認められないところである。

イ 「懇談会の第2回会合においても官邸ホームページで掲載された議事次第とは別の当日配布された議事次第が存在するはずである」旨主張している。

しかしながら、上記3で述べたとおり、本件審査請求を受け、行政 文書の特定を再度実施したが、先行開示文書及び本件対象文書以外に 本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

ウ 文書 15「第3回非公式会合 資料 1 議事次第」が存在すること から、それ以外の「非公式会合及び少人数会合の議事次第があるはず である」旨主張している。

しかしながら、上記3で述べたとおり、本件審査請求を受け、行政 文書の特定を再度実施したが、先行開示文書及び本件対象文書以外に 本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

エ 文書 1 5 「第 3 回非公式会合 資料 1 議事次第」が示すところの 「安倍総理への中間報告」が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、審査請求人の主張「安倍総理への中間報告」に関する文書は、文書82に含まれており、不開示として処分したところである。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

オ 「本件対象文書の電磁的記録についても特定を行うべきである」旨 主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分のとおり適正に特定されていると認められるところである。

カ 「本件対象文書に電磁的記録(既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録)が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分のとおり適正に開示実施 手数料が提示されていると認められるところである。

キ 「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり対象となる文書 について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

(5) 結語

以上のとおり、本件開示請求に対して、処分庁において法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、開示した決定については、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、また、本件対象文書につき、法5条1号ないし3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

2 補充理由説明書(平成27年(行情)諮問第695号)

文書11の不開示部分については、委員の発言に係る文書であり、法5条5号に該当し不開示としたが、公にすることにより、今後同種懇談会を開催する場合に有識者の協力を得ることが困難となり、懇談会における円滑な意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年(行情)諮問第695号及び同第696号を併合し、調査審議を行った。

① 平成27年11月25日

諮問の受理(平成27年(行情)諮問第695号及び同第696号)

- ② 同日
- ③ 同年12月14日

諮問庁から理由説明書を収受

審議(平成27年(行情)諮問第6 95号)

④ 平成28年12月12日

委員の交代に伴う所要の手続の実施, 本件対象文書の見分及び審議(平成 27年(行情)諮問第695号)

諮問庁から補充理由説明書を収受 (平成27年(行情)諮問第695 号)

- ⑤ 同月22日
- ⑥ 平成29年1月20日 審議(平成

審議(平成27年(行情)諮問第6

9 6号)

⑦ 同月27日

平成27年(行情)諮問第695号及び同第696号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる92文書である。

審査請求人は、原処分の取消し並びに本件対象文書の電磁的記録及び文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無
 - ア 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局 職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
 - (ア)本件対象文書は、懇談会に係る各種の関係文書であり、内閣官房 国家安全保障局(以下「国家安全保障局」という。)が保有してい る紙媒体の文書である。

下記(イ), (オ)及び(カ)のとおり,本件対象文書の一部には,内閣官房の職員がパソコンを使用してその原稿を電磁的記録として作成したものも含まれていたが,行政文書ファイルとして一体的に管理するために懇談会終了後は全てを紙媒体で保存することとし,原稿である電磁的記録についてはいずれについても必要がないため廃棄した。

よって、国家安全保障局において電磁的記録は保有していない。 各文書の作成又は取得の経緯は下記(イ)ないし(キ)のとおり である。

(イ) 文書 1, 文書 5, 文書 6, 文書 1 0 ないし文書 1 3, 文書 1 5 ないし文書 3 0, 文書 3 2 ないし文書 3 5, 文書 3 9 及び文書 4 8 ないし文書 5 5 は、内閣官房の職員がパソコンを使用してその原稿を電磁的記録として作成したものである。

このうち、文書1、文書5、文書6、文書10、文書32ないし文書35、文書39及び文書48ないし文書55については電磁的記録の作成後、印刷し、内閣官房内の決裁を得たものである。

- (ウ) 文書2ないし文書4及び文書7ないし文書9は、委員から紙媒体で提供を受けたものである。
- (エ)文書14は,第2回非公式会合の資料として,最高裁判所における判例のうち関連する判決の写しを紙媒体で入手したものである。

- (オ)文書31は、内閣官房の職員が電磁的記録で作成した文書に平成19年又は平成20年に作成した文書の紙媒体の写しを添付したものである。
- (カ) 文書36ないし文書38,文書40ないし文書47,文書68及び文書69は、内閣官房の職員が電磁的記録で作成した文書に、紙媒体又は電磁的記録で入手した経費に係る見積書等を添付したものである。
- (キ)文書56ないし文書67は、旅行依頼簿であり、定められた様式 に必要事項を記載し、押印した紙媒体である。
- (ク)本件審査請求を受け、改めてパソコン上のファイルの検索を行ったが、電磁的記録の保有は確認できなかった。
- イ 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その保存 方法等を踏まえると、全てを紙媒体で保存しており電磁的記録は保有 していない旨の諮問庁の上記(1)アの説明が不自然、不合理とはい えず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないこと から、国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- (2) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無
 - ア 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に 確認させたところ、次のとおりであった。
 - (ア) 先行開示文書及び本件対象文書は、懇談会に係る各種の関係文書で、①懇談会の開催に係る決裁書(文書1及び文書5)、②懇談会委員に対する承諾依頼書、懇談会各委員の承諾書、履歴書及び謝金等振込先登録表(文書2ないし文書4及び文書6ないし文書10)、③経費の使用に係る決裁等懇談会の庶務に係る文書(文書1ないし文書67)、④懇談会報告書の英訳業務に係る文書(文書68及び文書69)、⑤懇談会の各会合の配布資料(ホームページに掲載されているものを除く。)(先行開示文書、文書11ないし文書15及び文書70ないし文書92)、⑥懇談会の各会合の議事録(文書16ないし文書30)であり、国家安全保障局が保有している文書である。
 - (イ)審査請求人は、第1回会合の議事次第及び第3回非公式会合議事次第が存在するため、他の会合における議事次第も存在するはずである旨主張しているが、公式会合については、卓上配布された議事次第がホームページに掲載されたものと異なるもののみを特定し、非公式会合については議論の整理上、議事次第を作成する必要があった会合のみ議事次第を作成したものである。
 - (ウ) 審査請求人は、「安倍総理への中間報告」が存在するはずである

旨主張しているが、「安倍総理への中間報告」に関する文書は、文書82に含まれており、不開示として処分したところである。

- (エ)本件審査請求を受け、国家安全保障局において、行政文書の特定 を再度実施したが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件開示 請求に該当する行政文書を保有していない。
- イ 諮問庁から先行開示文書及び本件対象文書の提示を受けて確認した ところ、その内容は諮問庁の上記ア(ア)のとおりと認められ、作成 目的等を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求 文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が不 自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在を うかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは 認められない。
- 3 不開示情報該当性について
- (1)委員に関する情報
 - ア 文書2の氏名欄,文書3の各委員の履歴のうち手書きのものの氏名欄,文書4の口座名義欄,文書7の氏名欄及び文書9の口座名義欄では,自署による氏名の記載部分が不開示とされている。

当該部分については、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有するものであり、法5条1号本文前段に該当する。

これらの自署による氏名の記載部分については慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハにも該当しない。また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書 2 (氏名欄を除く。),文書 3 (各委員の履歴のうち手書きのものの氏名欄を除く。),文書 4 (口座名義欄を除く。),文書 7 (氏名欄を除く。),文書 8,及び文書 9 (口座名義欄を除く。)の不開示部分には,委員本人の印影,署名日,履歴(現住所,勤務先住所等を含む。)及び謝金振込先口座等に関する情報が記載されており,文書 3 6,文書 3 7及び文書 4 6 の各 5 枚目上部左側 5 行目及び6 行目,文書 4 6 ないし文書 5 5 (各 2 枚目)並びに文書 5 6 ないし文書 6 7の「住所」欄の不開示部分には,委員の自宅及び勤務先住所の情報が記載され,文書 5 6 ないし文書 6 7の「旅行者の認印」欄の不開示部分には委員の印影がある。

当該部分のうち、別紙2の1ないし3に掲げる部分を除く部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個

人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

なお、このうち、文書56、文書58、文書60及び文書64のそれぞれ1枚目の住所欄の上部部分の右から3文字は誤記であり、第三者の住所となっているため、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断するものである。

しかしながら、別紙2の1ないし3に掲げる部分については、委員の勤務先の住所及び履歴(著書を含む。)に係る情報であり、公表されている情報であることが認められることから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 文書36(3枚目及び5枚目(上部左側5行目及び6行目並びに上部右側1行目ないし8行目及び下から1行目ないし8行目を除く。)),文書37(4枚目,5枚目(上部左側5行目及び6行目並びに上部右側1行目ないし8行目(ただし,右上部の手書き部分は行数に含めないものとする。)及び下から1行目ないし8行目を除く。),7枚目及び8枚目),文書41(2枚目),文書42(2枚目),文書46(5枚目(上部左側5行目及び6行目並びに上部右側1行目ないし8行目及び下から1行目ないし6行目を除く。),6枚目及び8枚目ないし10枚目)及び文書47(3枚目及び5枚目)の不開示部分には,委員の利用交通機関に関する情報が記載されている。

当該不開示部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該不開示部分のうち、別紙2の4に掲げる部分を除く部分については、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、個人識別部分に該当するか、通常他人に知られたくない情報と認められ、公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、部分開示することができず、法5条1号に該当し、同条2号について検討するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、当該不開示部分のうち、別紙2の4に掲げる部分については、原処分において本件対象文書の別の箇所で同旨の情報が開示されており、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

なお、諮問庁は、別紙2の4に掲げる部分について、法5条1号に加え、同条2号により不開示としているが、先述のとおり、原処分において本件対象文書の別の箇所で同旨の情報が開示されており、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するなどのおそれがあるとは認められないことから、同号に該当しない。

(2) 民間人の氏名及び印影

文書38(6枚目及び7枚目),文書41(7枚目及び8枚目),文書42(4枚目及び5枚目),文書43(6枚目),文書44(4枚目及び5枚目)及び文書45(6枚目及び7枚目)の不開示部分は,特定ホテルの支配人及び担当者の氏名及び印影である。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、 特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該不開示部分のうち、別紙2の5に掲げる部分を除く部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2の5に掲げる部分については、当審査会事務局職員をして特定ホテルのホームページを確認させたところ、公表されていることが認められることから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(3)交通機関の手配の依頼先に関する情報

文書36及び文書37(各文書の5枚目上部右側1行目ないし8行目 (ただし、文書37の右上部の手書き部分は行数に含めないものとす る。)及び下から1行目ないし8行目)並びに文書46(5枚目上部右 側1行目ないし8行目及び下から1行目ないし6行目)の不開示部分に は、委員が利用した交通機関の手配に係る依頼先に関する情報が記載さ れている。

当該部分は、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、 同法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法 5 条 2 号イに該当 し、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある

(4) 特定法人の銀行口座番号

文書68(6枚目)の不開示部分には、特定法人の銀行口座番号が記

載されている。

法人の銀行口座番号については、自らこれをホームページ等で明らかにしていない限り、法人の内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該法人は当該口座番号についてホームページ等で公表していないとのことであり、これを公にすれば、同法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法 5 条 2 号イに該当し、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5)特定の事例に係る情報

文書12及び文書13の不開示部分には、ある特定の事例を想定した際の我が国がとるべき具体的行動が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、特定の事象が発生した場合における我が国の具体的な行動が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 懇談会の検討に係る情報

文書78,文書80及び文書82は、懇談会において、安全保障の法 的整備に関して各非公式会合の時点までに検討した内容及び今後議論す べき論点が具体的に記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、懇談会の具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり、懇談会が終了し報告書が提出された後であっても、将来実施する可能性がある同種の審議又は検討作業等において、関係者が忌たんのない意見交換を行うことが困難となるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7)報告書案

文書84,文書86,文書88,文書89及び文書91は,平成26年5月に懇談会の報告書が内閣総理大臣に提出されるまでの間に作成された当該報告書の数次にわたる素案であることが認められる。

当該文書は、これを公にすることにより、報告書の具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり、懇談会が終了し報告書が提出された後であっても、将来実施する可能性がある同種の審議ないし検討作業等において、関係者が忌たんのない意見交換を行うことが困難となるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8)委員の発言に関する情報

文書11の不開示部分並びに文書70ないし文書77、文書79、文

書81,文書83,文書85,文書87,文書90及び文書92は,委員の記名付きの意見等懇談会における委員の意見や発言振りに係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところ、懇談会は、議事を非公開とし、会議終了後、発言者名を付さない形で議事要旨を速やかに公開するという前提で開催され、当該議事要旨が各回ごとに掲載されており、また、非公式会合及び少人数会合の議事については掲載されていないことが認められた。

当該文書は、これを公にすることにより、特定の有識者の暫定的な意見の内容等が明らかとなり、懇談会における有識者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9)議事録

文書 1 6 ないし文書 3 0 の不開示部分には、懇談会並びに同懇談会の 非公式会合及び少人数会合で議論された内容が具体的に記載されてい る。

当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところ、懇談会は、議事を非公開とし、会議終了後、発言者名を付さない形で議事要旨を速やかに公開するという前提で開催され、当該議事要旨が各回ごとに掲載されており、また、非公式会合及び少人数会合の議事については掲載されていないことが認められた。

当該部分のうち別紙2の6に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、非公開を前提とした懇談会における参加者の具体的な意見の内容が明らかとなり、懇談会における参加者の意見交換に支障を来すなど、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2の6に掲げる部分については、一般的な挨拶にすぎず、これを公にしたとしても、同種懇談会における円滑な意見交換に支障を来し、懇談会に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことから、法5条5号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 内線電話番号等

文書1,文書5,文書6,文書10,文書32ないし文書55,文書68及び文書69(各1枚目起案者欄)の不開示部分には,内閣官房副長官補又は国家安全保障局の職員の内線電話番号及び文書1(4枚目),文書5(3枚目)の不開示部分には,直通電話番号,FAX番号,メー

ルアドレスが記載されており、文書27(下部欄外)、文書41,文書43ないし文書45及び文書68(各1枚目下部欄外)の不開示部分には、当該職員が使用するパソコンのIPアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙2に掲げる部分は、同条1号、2号イ、3号、5号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別紙1

文書1 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について 文書 2 各委員の承諾書 文書 3 各委員の履歴書 文書 4 各委員の謝金等振込先登録票 文書 5 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催につい て」の一部改正について 文書 6 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」への参加に対 する承諾方について(細谷委員) 文書7 細谷委員の承諾書 文書8 細谷委員の履歴書 文書 9 細谷委員の謝金等振込先登録票 文書10 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」への参加に対 する承諾方について(中西委員) 第1回会合 議事次第(卓上配布) 文書 1 1 文書12 第2回会合 我が国がとるべき具体的行動の例 文書13 第2回会合 具体例 文書 1 4 第 2 回非公式会合 砂川事件最高裁判所大法廷判決 文書 1 5 第 3 回非公式会合 資料 1 議事次第 第1回会合 議事録 文書 1 6 文書 17 第2回会合 議事録 文書18 第3回会合 議事録 文書19 第4回会合 議事録 文書20 第5回会合 議事録 文書 2 1 第6回会合 議事録 第7回会合 議事録 文書 2 2 文書23 第1回非公式会合 議事録 文書 2 4 第 2 回非公式会合 議事録 文書 2 5 第 3 回非公式会合 議事録 文書 2 6 第 4 回非公式会合 議事録 文書 2 7 第5回非公式会合 議事録 第1回少人数会合 文書 2 8 議事録 文書29 第2回少人数会合 議事録 文書30 第3回少人数会合 議事録 文書 3 1 第1回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第 1回会合)の実施に係る経費の使用について

文書32 第2回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第

- 2回会合)の実施に係る経費の使用について
- 文書33 第3回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第 3回会合)の実施について
- 文書34 第4回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第 4回会合)の実施に係る経費の使用について
- 文書35 第5回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第 5回会合)の実施について
- 文書36 第6回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第 6回会合)の実施に係る経費の使用について
- 文書37 第7回会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(第 7回会合)の実施に係る経費の使用について
- 文書38 第1回非公式会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会非公式会合(第1回)に係る経費の使用について
- 文書39 第2回非公式会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会非公式会合(第2回)に係る経費の使用について
- 文書 4 0 第 3 回非公式会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会非公式会合(第 3 回)に係る経費の使用について
- 文書 4 1 第 4 回非公式会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会(第 4 回非公式会合)に係る経費の使用について
- 文書 4 2 第 5 回非公式会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会(非公式会合第 5 回)に係る経費の使用について
- 文書 4 3 第 1 回少人数会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会(第 1 回少人数会合)の実施に係る経費の使用について(伺い)
- 文書 4 4 第 2 回少人数会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会(第 2 回少人数会合)の実施に係る経費の使用について
- 文書 4 5 第 3 回少人数会合 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談 会(第 3 回少人数会合)の実施に係る経費の使用について
- 文書 4 6 第1回会合 旅行依頼について
- 文書 4 7 第 1 回会合 旅行依頼の変更等について
- 文書48 第2回会合 旅行依頼について
- 文書 4 9 第 4 回会合 旅行依頼について
- 文書50 第6回会合 旅行依頼について
- 文書51 第7回会合 旅行依頼について
- 文書52 第1回非公式会合 旅行依頼について
- 文書53 第3回非公式会合 旅行依頼について
- 文書54 第4回非公式会合 旅行依頼について
- 文書55 第5回非公式会合 旅行依頼について

- 文書 5 6 第 1 回会合 旅行依頼簿 文書 5 7 第 2 回会合 旅行依頼簿
- 文書58 第3回会合 旅行依頼簿
- 文書 5 9 第 4 回会合 旅行依頼簿
- 文書60 第5回会合 旅行依頼簿
- 文書 6 1 第 6 回会合 旅行依頼簿
- 文書62 第7回会合 旅行依頼簿
- 文書63 第1回非公式会合 旅行依頼簿
- 文書64 第2回非公式会合 旅行依頼簿
- 文書65 第3回非公式会合 旅行依頼簿
- 文書 6 6 第 4 回非公式会合 旅行依頼簿
- 文書67 第5回非公式会合 旅行依頼簿
- 文書 6 8 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の英訳 業務について(2月)
- 文書 6 9 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の英訳 業務について(4月)
- 文書70 第1回会合 卓上配布資料
- 文書 7 1 第 1 回会合 委員提供等資料
- 文書 7 2 第 2 回会合 委員提供等資料
- 文書 7 3 第 3 回会合 委員提供等資料
- 文書74 第4回会合 委員提供等資料
- 文書 7 5 第 5 回会合 委員提供等資料
- 文書 7 6 第 6 回会合 委員提供等資料
- 文書 7 7 第 7 回会合 委員提供等資料
- 文書 7 8 第 1 回非公式会合 卓上配布資料
- 文書 7 9 第 1 回非公式会合 委員提供等資料
- 文書80 第2回非公式会合 卓上配布資料
- 文書81 第2回非公式会合 委員提供等資料
- 文書82 第3回非公式会合 卓上配布資料
- 文書83 第3回非公式会合 委員提供等資料
- 文書84 第4回非公式会合 報告書(たたき台)
- 文書85 第4回非公式会合 委員提供等資料
- 文書86 第5回非公式会合 報告書(たたき台)
- 文書87 第5回非公式会合 委員提供等資料
- 文書88 第1回少人数会合 報告書(たたき台)
- 文書89 第2回少人数会合 報告書(たたき台)
- 文書 9 0 第 2 回少人数会合 委員提供等資料
- 文書91 第3回少人数会合 報告書(たたき台)

文書92 第3回少人数会合 委員提供等資料

開示すべき部分について

- 1 各委員の履歴書(文書3)
 - (1) ふりがな欄
 - (2) 1枚目の勤務先欄(ただし、電話及びFAX欄を除く)、学歴欄 (ただし、年月欄の4段目を除く部分)及び職歴欄(ただし、記事欄の 4段目右から9文字を除く部分)
 - (3) 2枚目の2行目の6文字目ないし8文字目及び経歴欄(ただし, 1 段目, 3段目及び22段目を除く部分)
 - (4) 3枚目の1行目ないし6行目(ただし、右から27文字を除く部分)、9行目及び10行目並びに14行目ないし17行目
 - (5) 6枚目(ただし,学歴を除く部分)
 - (6) 7枚目(ただし,メールアドレス,左側3行目の4文字目ないし1 2文字目及び15文字目ないし35文字目,5行目の右から1文字目 及び3文字目ないし6文字目並びに6行目の左から2文字目ないし5 文字目を除く部分)
 - (7) 8枚目の6行目,14行目,16行目及び19行目ないし21行目 並びに25行目以降
 - (8) 9枚目の生年月日欄の左から3文字目,学歴欄の記事欄(ただし, 3段目及び4段目の右端括弧内を除く部分)及び職歴欄(ただし,年 月欄の1段目及び2段目を除く部分)
 - (9) 10枚目の3行目,5行目(ただし,左から4文字及び6文字目を除く部分),8行目及び16行目以降
- (10) 12枚目の全て
- (11)13枚目の勤務先住所欄(ただし、電話番号及びFAX番号を除く部分),最終学歴欄及び職歴欄
- (12) 14枚目の生年月日欄(ただし、右から2文字目を除く部分)、 学歴欄及び職歴欄
- (13) 15枚目の勤務先欄及び職歴欄(ただし,9段目を除く部分)
- (14) 16枚目の生年月日欄,勤務先欄,学歴欄及び職歴欄
- (15) 17枚目(ただし,4行目の右から15文字,5行目左から17 文字,6行目の左から7文字目ないし10文字目及び23行目を除 く部分)
- 2 細谷委員履歴書(文書8)
- (1)1枚目の生年月日欄の左から7文字及び学歴・職歴欄の全て
- (2) 2枚目の所属学会欄、研究活動欄の1段目、4段目、5段目、7段目、10段目ないし12段目及び14段目ないし20段目並びに受

賞・助成金等欄の6段目以降

- 3 委員の勤務先
- (1)文書36,文書37及び文書46の各5枚目上部左側5行目及び6 行目
- (2) 文書 4 6 の 2 枚目の 1 1 行目及び 1 2 行目
- (3) 文書 4 7 の 2 枚目の 1 5 行目及び 1 6 行目
- (4) 文書 48 の 2 枚目の 10 行目
- (5) 文書49の2枚目の11行目及び13行目
- (6) 文書50の2枚目の14行目,16行目及び18行目
- (7) 文書51の2枚目の13行目及び15行目
- (8) 文書52の2枚目の11行目
- (9) 文書 5 3 の 2 枚目の 1 2 行目及び 1 4 行目
- (10) 文書54の2枚目の10行目
- (11) 文書55の2枚目の11行目及び13行目
- (12) 文書56, 文書58, 文書60及び文書64の各1枚目の住所欄の上部部分(ただし, 右から3文字を除く)
- (13)文書56の2枚目の住所欄の上段部分及び3枚目の住所欄の下段 部分
- (14)文書57の1枚目の住所欄の下段部分
- (15)文書59の1枚目の住所欄の下段部分
- (16) 文書59の2枚目の住所欄の下段部分
- (17)文書61の1枚目及び2枚目の住所欄の下段部分並びに3枚目の 住所欄
- (18) 文書62の1枚目住所欄の下段部分及び2枚目の住所欄
- (19) 文書63の住所欄の下段部分
- (20)文書65ないし文書67の住所欄の下段部分
- 4 利用交通機関の金額
- (1) 文書36の3枚目(10行目の右から17文字目ないし27文字目)
- (2) 文書37の4枚目(10行目の右から18文字目ないし28文字目 及び14行目の右から7文字)
- (3) 文書 4 1 の 2 枚目(下から 1 3 行目の右から 7 文字)
- (4) 文書42の2枚目(下から13行目及び15行目それぞれの右から7文字)
- 5 ホテルの支配人氏名 文書 4 1 (7 枚目及び 8 枚目)及び文書 4 2 (4 枚目及び 5 枚目)
- 6 議事録
- (1) 文書 16の 1枚目の 13行目ないし 16行目

- (2) 文書 1 7 の 1 枚目の 1 4 行目ないし 1 6 行目
- (3) 文書 18の1枚目の14行目ないし16行目
- (4) 文書19の1枚目の15行目ないし17行目
- (5) 文書20の1枚目の16行目ないし18行目
- (6) 文書21の1枚目の16行目ないし21行目
- (7) 文書22の1枚目の15行目及び16行目
- (8) 文書23の1枚目の12行目ないし16行目
- (9) 文書 2 5 の 1 枚目の 1 3 行目及び 1 4 行目
- (10) 文書26の1枚目の12行目
- (11)文書28の1枚目の9行目及び10行目
- (12) 文書29の1枚目の9行目及び10行目
- (13) 文書30の1枚目の8行目

別紙 3

先行開示2文書

文書 A 第 2 回会合 参考資料 我が国を取り巻く外交・安全保障環境 文書 B 第 2 回会合 参考資料 我が国を取り巻く軍事・安全保障環境